

三 事業主側

- (1) 名稱 合資會社昭光バルブ製造所
- (2) 會社ノ所在地及代表者ノ住所氏名
深川区猿江町一丁目十五番地ノ三
代表社員 鈴木春吉
- (3) 事業ノ種類 硝子(電球其ノ他)製造業
- (4) 資本金 約五千圓
- (5) 企業系統 ナシ
- (6) 使用勞働者數 三四名(男二四(改上工一三火夫二
女一。全部雜役)
- (7) 勞働賃銀
男工日收最高二円九十九錢 最低一円六十錢 平均一円九十五錢
女工日收最高 五十八錢 最低 五十二錢 平均 四十五錢
- (8) 退職手當制度並福利施設ノ有無 ナシ
- (9) 事業主ノ團體關係 東京電球硝子工業組合

四 勞働者側

- (1) 爭議參加者數 二六名(男二〇名 女六名)
 - (2) 爭議參加者中組合加盟者數並其ノ組合名
二〇名(男) 關東電球硝子産業勞働組合
 - (3) 應援團體名 同右
- 五 爭議發生原因
- 標記會社ニアリテハ昭和九年事業不振ノ為メ電球ノ吹方工賃ヲ値下ゲシ(請負單價一錢五厘ヲ一錢トシ其ノ代リ賞與一〇〇。迄ニシテ)錢ヲ五〇錢ニ増額シ更ニ吹方數五〇ヲ増ス毎ニ五錢宛累加ス)今日ニ至レルガ後業員側ハ去ル五月三日事業主ニ對シ最近ノ物價騰貴ニ伴ヒ之ヲ旧ニ復活セラレタキ旨口頭嘆願ヲナシ工場主ヨリ來ル十三日之ガ回答ヲナスト返答ヲ得タルニ諒トセズ五月七日午後九時頃後業員代表眞下鈴木ノ兩名ハ更ニ別記ノ要求書ヲ提出シ次デ翌八日罷業ニ入りタルニ